

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>用地調査等業務積算基準及び標準歩掛</b></p> <p><b>第1章 適用範囲</b>  この積算基準及び標準歩掛は、長野県建設部の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う用地測量（土地調査を含む。以下同じ。）、建物・工作物（以下「建物等」という。）の調査、移転補償額の算定、土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書により委託に付する場合に適用するものとする。</p> <p><b>第2章 業務範囲</b>  （略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>用地調査業務等積算基準及び標準歩掛</b></p> <p><b>第1章 適用範囲</b>  この積算基準及び標準歩掛は、長野県建設部の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う用地測量（土地調査を含む。以下同じ。）、建物・工作物（以下「建物等」という。）の調査、移転補償額の算定、土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等共通仕様書により委託に付する場合に適用するものとする。</p> <p><b>第2章 業務範囲</b>  （略）</p>

新

第4章 標準歩掛  
4-1 用地測量業務  
I 地域区分

地域	地域の状況	摘要
大市街地	家屋密度が90%程度の大都市の中心部	別図1参照
市街地(甲)	家屋密度が80%程度の大都市の中心部	別図2参照
市街地(乙)	上記以外の都市部(家屋密度60%程度)	別図3参照
都市近郊	土地に接続する家屋の散在している地域(家屋密度40%程度)	別図4参照
耕地	耕地及びこれに類似した地域で農地でなくともこの中に含む(家屋密度20%程度以下)	別図5参照
原野	木が少なく見通しのよい所	別図6参照
森林	木が多く見通しの悪い所	別図7参照

別図1 大市街地



別図2 市街地(甲)



別図3 市街地(乙)



別図4 都市近郊



別図5 耕地



別図6 原野



別図7 森林



旧

第4章 標準歩掛  
4-1 用地測量業務  
I 地域区分

地域	地域の状況	摘要
大市街地	家屋密度が90%程度の大都市の中心部	別図1参照
市街地(甲)	家屋密度が80%程度の大都市の中心部	別図2参照
市街地(乙)	上記以外の都市部(家屋密度60%程度)	別図3参照
都市近郊	土地に接続する家屋の散在している地域(家屋密度40%程度)	別図4参照
耕地	耕地及びこれに類似した地域で農地でなくともこの中に含む(家屋密度20%程度以下)	別図5参照
原野	木が少なく見通しのよい所	別図6参照
森林	木が多く見通しの悪い所	別図7参照

別図1 大市街地



別図2 市街地(甲)



別図3 市街地(乙)



別図4 都市近郊



別図5 耕地



別図6 原野



別図7 森林



新

Ⅱ 標準歩掛

1 作業計画（表 1-1-1）

（1 業務当たり）

区 分	人 員		
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補
内 業	0.8	1.1	1.1

（注） 復元測量または永久境界埋設を単独発注する場合は、計上しない。

2 打合せ協議（表 1-1-2）

（1 業務当たり）

区 分	人 員		
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補
打合せ協議（標準 3 回）	1.5	1.0	0.5

内 訳	人 員			
	第 1 回打合せ	0.5	0.5	—
	中間打合せ	0.5	—	0.5
	成果品納入時	0.5	0.5	—
関係機関協議用資料作成		—	0.25	0.25
関係機関打合せ協議		—	0.5	0.5

（注） 1 打合せ協議は 3 回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増加する場合は、1 回について中間打合せ 1 回の人員を加算するものとする。

2 打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要 1 時間程度）を含むものとする。

3 打合せ協議には、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

4 関係機関打合せ協議の回数は、1 機関当たり 1 回程度とする。なお、発注者のみのが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。

3 現地踏査（表 1-1-3）

（1 業務当たり）

区 分	人 員		
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補
外 業	1.0	1.0	1.0

（注） 復元測量または永久境界埋設を単独発注する場合は、計上しない。

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.5%	材 料 費	4.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

旧

Ⅱ 標準歩掛

1 作業計画（表 1-1-1）

（1 業務当たり）

区 分	人 員		
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補
内 業	0.8	1.1	1.1

（注） 復元測量または永久境界埋設を単独発注する場合は、計上しない。

2 打合せ協議（表 1-1-2）

（1 業務当たり）

区 分	人 員		
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補
打合せ協議（標準 3 回）	1.5	1.0	0.5

内 訳	人 員			
	第 1 回打合せ	0.5	0.5	—
	中間打合せ	0.5	—	0.5
	成果品納入時	0.5	0.5	—
関係機関協議用資料作成		—	0.25	0.25
関係機関打合せ協議		—	0.5	0.5

（注） 1 打合せ協議は 3 回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増加する場合は、1 回について中間打合せ 1 回の人員を加算するものとする。

2 打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要 1 時間程度）を含むものとする。

3 打合せ協議には、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

4 関係機関打合せ協議の回数は、1 機関当たり 1 回程度とする。なお、発注者のみのが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。

3 現地踏査（表 1-1-3）

（1 業務当たり）

区 分	人 員		
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補
外 業	1.0	1.0	1.0

（注） 復元測量または永久境界埋設を単独発注する場合は、計上しない。

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.5%	材 料 費	6.0%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

新

4 公図等の転写 (表 1-1-4)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員	
	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	0.3	0.3
内 業	0.4	0.4

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.0%	材 料 費	2.0%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

5 公図等転写連続図作成 (表 1-1-5)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員	
	測 量 技 師 補	測 量 助 手
内 業	0.5	0.5

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	—	材 料 費	1.0%

6 地積測量図転写 (表 1-1-6)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員	
	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	0.4	0.4
内 業	0.2	0.3

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.5%	材 料 費	0.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

旧

4 公図等の転写 (表 1-1-4)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員	
	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	0.3	0.3
内 業	0.4	0.4

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.0%	材 料 費	2.0%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

5 公図等転写連続図作成 (表 1-1-5)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員	
	測 量 技 師 補	測 量 助 手
内 業	0.5	0.5

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	—	材 料 費	1.0%

6 地積測量図転写 (表 1-1-6)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員	
	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	0.4	0.4
内 業	0.2	0.3

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.5%	材 料 費	0.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

新

7 土地の登記記録調査（表 1-1-7）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員	
	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	0.3	0.3
内 業	0.6	0.6

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	0.5%	材 料 費	0.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

8 建物の登記記録調査（表 1-1-8）

(10 戸当たり)

区 分	人 員	
	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	0.1	0.1
内 業	0.1	0.1

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.0%	材 料 費	0.5%

9 権利者確認調査（当初）（表 1-1-9）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員	
	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	0.2	0.2
内 業	0.7	0.7

(注) 権利者確認調査（当初）とは、登記名義人の所在の特定（相続が発生している場合には相続人の有無の確認まで）を行うものである。

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	0.5%	材 料 費	—

旧

7 土地の登記記録調査（表 1-1-7）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員	
	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	0.3	0.3
内 業	0.6	0.6

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	0.5%	材 料 費	0.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

8 建物の登記記録調査（表 1-1-8）

(10 戸当たり)

区 分	人 員	
	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	0.1	0.1
内 業	0.1	0.1

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.0%	材 料 費	0.5%

9 権利者確認調査（当初）（表 1-1-9）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員	
	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	0.2	0.2
内 業	0.7	0.7

(注) 権利者確認調査（当初）とは、登記名義人の所在の特定（相続が発生している場合には相続人の有無の確認まで）を行うものである。

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	0.5%	材 料 費	—

新

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

10 権利者確認調査（追跡）（表 1-1-10）

（10人当たり）

区分	人 員	
	測量技師補	測量助手
外業	0.5	0.5
内業	2.3	2.3

（注） 権利者確認調査（追跡）とは、相続が発生している場合に当初で確認された相続人以降の確認調査である。

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機械経費	0.5%	材料費	—

11 境界確認（表 1-1-11）

（10,000㎡当たり）

区分	人 員			
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手
外業	1.0	1.0	1.0	1.0
内業	—	0.7	0.7	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機械経費	1.0%	材料費	5.0%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

12 土地境界立会確認書作成（表 1-1-12）

（10,000㎡当たり）

区分	人 員	
	測量技師補	測量助手
外業	0.8	0.8
内業	0.4	0.4

旧

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

10 権利者確認調査（追跡）（表 1-1-10）

（10人当たり）

区分	人 員	
	測量技師補	測量助手
外業	0.5	0.5
内業	2.3	2.3

（注） 権利者確認調査（追跡）とは、相続が発生している場合に当初で確認された相続人以降の確認調査である。

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機械経費	0.5%	材料費	—

11 境界確認（表 1-1-11）

（10,000㎡当たり）

区分	人 員			
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手
外業	1.0	1.0	1.0	1.0
内業	—	0.7	0.7	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機械経費	1.0%	材料費	5.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

12 土地境界立会確認書作成（表 1-1-12）

（10,000㎡当たり）

区分	人 員	
	測量技師補	測量助手
外業	0.8	0.8
内業	0.4	0.4

新

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.5%	材 料 費	0.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

13 補助基準点の設置 (表 1-1-13)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.8	0.8	0.8	0.8
内 業	0.4	0.4	0.4	—

(注) 10,000 m<sup>2</sup>当たり標準補助基準点は10点とする。

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	<u>3.5%</u>	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

14 境界測量 (表 1-1-14)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	1.4	1.4	1.4	1.4
内 業	0.7	0.7	0.7	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	<u>2.5%</u>

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

旧

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.5%	材 料 費	0.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

13 補助基準点の設置 (表 1-1-13)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.8	0.8	0.8	0.8
内 業	0.4	0.4	0.4	—

(注) 10,000 m<sup>2</sup>当たり標準補助基準点は10点とする。

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	<u>4.0%</u>	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

14 境界測量 (表 1-1-14)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	1.4	1.4	1.4	1.4
内 業	0.7	0.7	0.7	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	<u>3.0%</u>

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

新

15 境界点間測量（表 1-1-15）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員		
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	1.2	1.2	1.2
内 業	0.2	0.4	0.4

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.5%	材 料 費	3.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

16 用地現況測量（建物等）（表 1-1-16）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.6	0.6	0.6	0.6
内 業	0.3	0.3	0.3	—

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	3.0%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

(注) 1 用地現況測量（建物等）については、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除するものとする。

17 用地境界仮杭設置（表 1-1-17）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.8	0.8	0.8	0.8
内 業	0.3	0.3	0.3	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	5.5%

旧

15 境界点間測量（表 1-1-15）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員		
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	1.2	1.2	1.2
内 業	0.2	0.4	0.4

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	3.0%	材 料 費	4.0%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

16 用地現況測量（建物等）（表 1-1-16）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.6	0.6	0.6	0.6
内 業	0.3	0.3	0.3	—

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	3.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

(注) 1 用地現況測量（建物等）については、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除するものとする。

17 用地境界仮杭設置（表 1-1-17）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.8	0.8	0.8	0.8
内 業	0.3	0.3	0.3	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	6.0%



新

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

18 面積計算（表 1-1-18）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区分	人 員		
	測量技師	測量技師補	測量助手
内業	2.2	2.2	2.2

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	—	材 料 費	—	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

19 用地実測図原図作成（表 1-1-19）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区分	人 員		
	測量技師	測量技師補	測量助手
内業	1.3	1.7	1.7

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	—	材 料 費	—	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率（縮尺）

1/250	1/500	1/1000
1.2	1.0	0.9

20 用地平面図作成（表 1-1-20）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区分	人 員		
	測量技師	測量技師補	測量助手
内業	0.5	0.9	0.9

旧

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

18 面積計算（表 1-1-18）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区分	人 員		
	測量技師	測量技師補	測量助手
内業	2.2	2.2	2.2

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	—	材 料 費	—	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

19 用地実測図原図作成（表 1-1-19）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区分	人 員		
	測量技師	測量技師補	測量助手
内業	1.3	1.7	1.7

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	—	材 料 費	—	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率（縮尺）

1/250	1/500	1/1000
1.2	1.0	0.9

20 用地平面図作成（表 1-1-20）

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区分	人 員		
	測量技師	測量技師補	測量助手
内業	0.5	0.9	0.9

新

各費目の直接人件費に対する割合			
費目	割合	費目	割合
機械経費	—	材料費	0.5%

精度管理費係数	
対象費目	係数
直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率（縮尺）

1/250	1/500	1/1000
1.2	1.0	0.9

21 土地調書作成（表1-1-21）

（10,000㎡当たり）

区分	人 員	
	測量技師補	測量助手
内業	0.9	0.9

各費目の直接人件費に対する割合			
費目	割合	費目	割合
機械経費	—	材料費	—

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

22 地積測量図等の作成（表1-1-22）

（1筆当たり）

区分	人 員
	測量技師補
内業	0.15

（注） 土地所在図の作成を含む。

23 不動産調査報告書の作成（表1-1-23）

（1筆当たり）

区分	人 員
	測量技師補
外業	0.1
内業	0.2

旧

各費目の直接人件費に対する割合			
費目	割合	費目	割合
機械経費	—	材料費	0.5%

精度管理費係数	
対象費目	係数
直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率（縮尺）

1/250	1/500	1/1000
1.2	1.0	0.9

21 土地調書作成（表1-1-21）

（10,000㎡当たり）

区分	人 員	
	測量技師補	測量助手
内業	0.9	0.9

各費目の直接人件費に対する割合			
費目	割合	費目	割合
機械経費	—	材料費	—

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

22 地積測量図等の作成（表1-1-22）

（1筆当たり）

区分	人 員
	測量技師補
内業	0.15

（注） 土地所在図の作成を含む。

23 不動産調査報告書の作成（表1-1-23）

（1筆当たり）

区分	人 員
	測量技師補
外業	0.1
内業	0.2

新

24 用地境界杭設置（表1-1-24）

（10本当たり）

区分	人 員			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外業	—	1.2	1.2	1.2
内業	—	0.5	0.5	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	3.0%	材 料 費	20.0%

25 復元測量（表1-1-25）

（10,000㎡当たり）

区分	人 員			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外業	1.7	1.7	1.7	1.7
内業	0.5	0.5	0.5	—

（注） 復元測量とは、境界確認において境界を確定するうえで法務局において提出済の地積測量図他参考資料による杭の復元を行うものである。

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	3.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

26 公共用地管理者との打合せ（表1-1-26）

（1業務当たり）

区分	人 員		
	測量主任技師	測 量 技 師	測 量 技 師 補
外業	0.5	0.5	0.5
内業	0.5	0.5	0.5

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	0.5%	材 料 費	0.5%

旧

24 用地境界杭設置（表1-1-24）

（10本当たり）

区分	人 員			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外業	—	1.2	1.2	1.2
内業	—	0.5	0.5	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	3.0%	材 料 費	21.5%

25 復元測量（表1-1-25）

（10,000㎡当たり）

区分	人 員			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外業	1.7	1.7	1.7	1.7
内業	0.5	0.5	0.5	—

（注） 復元測量とは、境界確認において境界を確定するうえで法務局において提出済の地積測量図他参考資料による杭の復元を行うものである。

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	4.0%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

26 公共用地管理者との打合せ（表1-1-26）

（1業務当たり）

区分	人 員		
	測量主任技師	測 量 技 師	測 量 技 師 補
外業	0.5	0.5	0.5
内業	0.5	0.5	0.5

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	0.5%	材 料 費	0.5%

新

27 現況実測平面図の作成 (表 1-1-27)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員		
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	1.2	1.2	1.2
内 業	0.4	0.7	0.7

(注) 現況実測平面図作成については、既存の地図等を利用する場合は計上しないものとする。

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	3.0%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

変化率 (縮尺)

1/250	1/500	1/1000
+0.2	0.0	-0.2

(注) 1 現況実測平面図作成は、縮尺 1/500 を標準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

2 縮尺の補正は、上記地域区分の補正率に、縮尺に対応する変化率を加算・減算して適用する。(例：地域区分が市街地乙で、図面縮尺が 1/250 の場合は、補正率 1.7=1.5+0.2)

28 横断面図作成 (表 1-1-28)

(1km 当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	2.5	2.5	2.5	2.5
内 業	—	3.0	3.7	—

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	1.5%	材 料 費	2.0%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

旧

27 現況実測平面図の作成 (表 1-1-27)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員		
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	1.2	1.2	1.2
内 業	0.4	0.7	0.7

(注) 現況実測平面図作成については、既存の地図等を利用する場合は計上しないものとする。

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.5%	材 料 費	3.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

変化率 (縮尺)

1/250	1/500	1/1000
+0.2	0.0	-0.2

(注) 1 現況実測平面図作成は、縮尺 1/500 を標準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

2 縮尺の補正は、上記地域区分の補正率に、縮尺に対応する変化率を加算・減算して適用する。(例：地域区分が市街地乙で、図面縮尺が 1/250 の場合は、補正率 1.7=1.5+0.2)

28 横断面図作成 (表 1-1-28)

(1km 当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	2.5	2.5	2.5	2.5
内 業	—	3.0	3.7	—

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	1.5%	材 料 費	2.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

新

II 建物等の調査

1 建物等の区分

建物等の調査は、表2-1の区分によって行うものとする。

表2-1

区 分	区 分 の 細 目
建 物	木造建物の調査及び算定
	木造特殊建物の調査及び算定
	非木造建物の調査及び算定
工 作 物	機械設備の調査及び算定
	生産設備の調査及び算定
	附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定
	立竹木の調査及び算定
	庭園の調査及び算定
	墳墓等の調査及び算定

2 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

3 現地踏査

現地踏査は、当該調査業務の着手に先立ち現地の概況を把握するもので（以下、各業務区分において同じ）、これに要する直接人件費の積算は、表2-2により行うものとする。

この場合において複数の業務区分を同一の業務として発注する場合（例：II 建物等の調査 以外にIV 営業その他の調査、V 予備調査 等の同一発注を行う等）は、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする。（以下、各業務区分において同じ）

表2-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.50	
			技師 A	0.50	
			技師 B	0.50	

4 建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表2-3によるものとする。

表2-3

区 分	判 断 基 準
木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物

旧

II 建物等の調査

1 建物等の区分

建物等の調査は、表2-1の区分によって行うものとする。

表2-1

区 分	区 分 の 細 目
建 物	木造建物の調査及び算定
	木造特殊建物の調査及び算定
	非木造建物の調査及び算定
工 作 物	機械設備の調査及び算定
	生産設備の調査及び算定
	附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定
	立竹木の調査及び算定
	庭園の調査及び算定
	墳墓等の調査及び算定

2 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

3 現地踏査

現地踏査は、当該調査業務の着手に先立ち現地の概況を把握するもので（以下、各業務区分において同じ）、これに要する直接人件費の積算は、表2-2により行うものとする。

この場合において複数の業務区分を同一の業務として発注する場合（例：II 建物等の調査 以外にIV 営業その他の調査、V 予備調査 等の同一発注を行う等）は、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする。（以下、各業務区分において同じ）

表2-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.50	
			技師 A	0.50	
			技師 B	0.50	

4 建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表2-3によるものとする。

表2-3

区 分	判 断 基 準
木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物

新

木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

(1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表2-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-5により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表2-4

区 分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

表2-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定	算 定		
木造建物 A	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.30	0.09	0.12	0.51 人		
			技師 B	0.30	0.83	0.42	1.55 人		
			技師 C	0.30	0.62	0.18	1.10 人		
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人		
木造建物 B	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.35	0.09	0.12	0.56 人		
			技師 B	0.35	1.02	0.42	1.79 人		
			技師 C	0.35	0.75	0.18	1.28 人		
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人		
木造建物 C	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.21	0.09	0.09	0.39 人		
			技師 B	0.21	0.57	0.32	1.10 人		
			技師 C	0.21	0.25	0.18	0.64 人		
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人		

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-6の補正率表を適用するものとする。

旧

木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

(1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表2-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-5により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業）を70パーセントに補正するものとする。

表2-4

区 分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

表2-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定	算 定		
木造建物 A	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.30	0.09	0.12	0.51 人		
			技師 B	0.30	0.83	0.42	1.55 人		
			技師 C	0.30	0.62	0.18	1.10 人		
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人		
木造建物 B	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.35	0.09	0.12	0.56 人		
			技師 B	0.35	1.02	0.42	1.79 人		
			技師 C	0.35	0.75	0.18	1.28 人		
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人		
木造建物 C	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.21	0.09	0.09	0.39 人		
			技師 B	0.21	0.57	0.32	1.10 人		
			技師 C	0.21	0.25	0.18	0.64 人		
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人		

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-6の補正率表を適用するものとする。

新

表 2-6

建 物 延べ面積	70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

300 m <sup>2</sup> 以上 450 m <sup>2</sup> 未満	450 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,400 m <sup>2</sup> 未満
2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表 2-7 により行うものとする。

ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業 (図面等)）を 70 パーセントに補正するものとする。

表 2-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98 人	
			技師 A	0.74	2.43	—	3.17 人	
			技師 B	0.74	0.54	0.81	2.09 人	
			技師 C	—	0.27	0.06	0.33 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2-8 の補正率表を適用するものとする。

表 2-8

建 物 延べ面積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 700 m <sup>2</sup> 未満
2.60	3.50	4.70

旧

表 2-6

建 物 延べ面積	70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

300 m <sup>2</sup> 以上 450 m <sup>2</sup> 未満	450 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,400 m <sup>2</sup> 未満
2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表 2-7 により行うものとする。

ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業）を 70 パーセントに補正するものとする。

表 2-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98 人	
			技師 A	0.74	2.43	—	3.17 人	
			技師 B	0.74	0.54	0.81	2.09 人	
			技師 C	—	0.27	0.06	0.33 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2-8 の補正率表を適用するものとする。

表 2-8

建 物 延べ面積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 700 m <sup>2</sup> 未満
2.60	3.50	4.70

新

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表2-9の構造別区分及び表2-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-11により行うものとする。

ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業 （図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表2-9

区 分	構 造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

表2-10

区 分	判 断 基 準	補正率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.7

構造計算を行わない場合

表2-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による区分イの場合
			技師 A	0.87	1.81	—	2.68人	
			技師 B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	

旧

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表2-9の構造別区分及び表2-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-11により行うものとする。

ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業）を70パーセントに補正するものとする。

表2-9

区 分	構 造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

表2-10

区 分	判 断 基 準	補正率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.7

構造計算を行わない場合

表2-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による区分イの場合
			技師 A	0.87	1.81	—	2.68人	
			技師 B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	



新

表 2 - 14

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
法令適合性 調査 (1) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61 人	
			技師 C	—	0.43	—	0.43 人	
法令適合性 調査 (2) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61 人	
			技師 C	—	1.12	—	1.12 人	
法令適合性 調査 (3) 木造建物・非木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.75	0.31	1.06 人	
			技師 C	—	0.68	—	0.68 人	

6 工作物等の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

① 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表 2 - 15 の区分によるものとする。

ただし、調査対象となる工場等に設置されている機械設備状況が次の各号のうち 2 以上該当すると認められる場合には、区分を 1 ランク上げることができるものとする。

(例 機械設備 B を C とする。)

- (ア) 機械設備の数が標準的（作業員が安全上心配なく作業できる。）工場より多い。
- (イ) 配管、配線の系統が複雑（クロスしたり分岐、集合している。）かつ多い。
- (ウ) 自動（ロボット）化された機械が比較的多い。
- (エ) プラント（原材料を投入すれば製品または半製品となる。）化機械（装置）が多い。
- (オ) 規模の大きな機械が多い。
- (カ) 特殊な機械が多い。
- (キ) 製品等の多種品の製造装置を持っている。
- (ク) 受電契約電圧が 6,000V 以上である。

旧

表 2 - 14

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
法令適合性 調査 (1) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61 人	
			技師 C	—	0.43	—	0.43 人	
法令適合性 調査 (2) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61 人	
			技師 C	—	1.12	—	1.12 人	
法令適合性 調査 (3) 木造建物・非木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.75	0.31	1.06 人	
			技師 C	—	0.68	—	0.68 人	

6 工作物等の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等によって稼働させ、主として製品等の製造を行うもの、又は製造に直接係わらなくても、機械を主体とした排水処理施設等をいう。この場合にキュービクル式受変電設備、機械設備を稼働させるための動力（変電設備を含む。）、ガス設備、給排水設備等の配管、配線及び機械類を含むものとする。（建築設備を除く。）

① 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表 2 - 15 の区分によるものとする。

ただし、調査対象となる工場等に設置されている機械設備状況が次の各号のうち 2 以上該当すると認められる場合には、区分を 1 ランク上げることができるものとする。

(例 機械設備 B を C とする。)

- (ア) 機械設備の数が標準的（作業員が安全上心配なく作業できる。）工場より多い。
- (イ) 配管、配線の系統が複雑（クロスしたり分岐、集合している。）かつ多い。
- (ウ) 自動（ロボット）化された機械が比較的多い。
- (エ) プラント（原材料を投入すれば製品または半製品となる。）化機械（装置）が多い。
- (オ) 規模の大きな機械が多い。
- (カ) 特殊な機械が多い。
- (キ) 製品等の多種品の製造装置を持っている。
- (ク) 受電契約電圧が 6,000V 以上である。

新

表 2 - 15

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 m <sup>2</sup> 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、碎石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
機械設備 E	機械設備 D に掲げる業種のうち、(1)機械設備の区分のただし書きに該当すると判断されたもの

旧

表 2 - 15

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 m <sup>2</sup> 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、碎石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
機械設備 E	機械設備 D に掲げる業種のうち、(1)機械設備の区分のただし書きに該当すると判断されたもの

新

② 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表2-16により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(ア) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。

(イ) 機械設備の高さは、3メートル未~~満~~までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

(削除)

表2-16

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技術員	—	—	0.22	0.22人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技術員	—	—	0.63	0.63人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技術員	—	—	0.63	0.63人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人	
			技術員	—	—	0.63	0.63人	
機械設備 E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.53	0.42	0.60	2.55人	
			技師 A	1.53	3.73	3.76	9.02人	
			技師 B	1.53	4.49	—	6.02人	
			技術員	—	—	0.63	0.63人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-17の補正率表を適用するものとする。

旧

② 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表2-16により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業）を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(ア) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。

(イ) 機械設備の高さは、3メートルを標準とし、3メートル以上の機械設備が多数存するときは、これらに相当する面積を加算するものとする。

(ウ) 機械設備の算定において、再築費の見積を徴収するときは、表2-16の歩掛のうち算定の項目について、表2-18の補正を行うものとする。

表2-16

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.54	0.19	0.09	0.82人	
			技師 A	0.54	0.70	0.39	1.63人	
			技師 B	0.54	0.90	0.06	1.50人	
			技術員	—	—	0.09	0.09人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.46	0.66	0.33	2.45人	
			技師 A	1.46	1.89	1.08	4.43人	
			技師 B	1.46	2.43	0.17	4.06人	
			技術員	—	—	0.33	0.33人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.79	0.66	0.33	2.78人	
			技師 A	1.79	2.35	1.35	5.49人	
			技師 B	1.79	3.03	0.21	5.03人	
			技術員	—	—	0.33	0.33人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	2.00	0.66	0.33	2.99人	
			技師 A	2.00	2.70	1.54	6.24人	
			技師 B	2.00	3.45	0.23	5.68人	
			技術員	—	—	0.33	0.33人	
機械設備 E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	2.27	0.66	0.33	3.26人	
			技師 A	2.27	3.05	1.74	7.06人	
			技師 B	2.27	3.93	0.29	6.49人	
			技術員	—	—	0.33	0.33人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-17の補正率表を適用するものとする。

新

旧

機械設備 A の場合 表 2-17

機械設備 の面積	100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00

機械設備 A の場合 表 2-17

機械設備 の面積	100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00

機械設備 B、C、D 及び E の場合

機械設備 の面積	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

機械設備 B、C、D 及び E の場合

機械設備 の面積	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 8,000 m <sup>2</sup> 未満
2.30	2.90	4.00	5.60

1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 8,000 m <sup>2</sup> 未満
2.30	2.90	4.00	5.60

8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	30,000 m <sup>2</sup> 以上 40,000 m <sup>2</sup> 未満
7.50	10.40	14.00	17.60

8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	30,000 m <sup>2</sup> 以上 40,000 m <sup>2</sup> 未満
7.50	10.40	14.00	17.60

表 2-18

100 m <sup>2</sup> 当たりの見積台数	算定歩掛の補正率
0.2 台未満	0.90
0.2 台以上 0.5 台未満	0.80
0.5 台以上 1 台未満	0.70
1 台以上	0.60

(削除)

③ 機械設備（生産設備を含む。）の見積

機械設備（生産設備を含む。）の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 2-18 によって行うものとする。

③ 機械設備（生産設備を含む。）の見積

機械設備（生産設備を含む。）の見積とは、復元することによって従前の機能を回復することが著しく困難なもの及び移転工法との関連で再築費の補償が相当と認められるもので、当該機械設備等の再築費の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、製造メーカー等でなければ困難と認められるものについての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 2-19 によって行うものとする。

なお、機械設備の区分は、表 2-15 による。

新

表 2-18

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人	
			0.14	0.91	0.14	1.19人	

(削除)

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(装置)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表歩掛は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(2) 生産設備の調査及び算定

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表2-19の区分によるものとする。

旧

表 2-19

機械設備の区分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			現 地 調 査	資 料 収 集	見 積 書 作 成		
A・Bに相当するもの	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.27	—	0.12	0.39人	
			0.27	0.27	0.54	1.08人	
C・Dに相当するもの	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.35	—	0.12	0.47人	
			0.35	0.35	0.54	1.24人	
Eに相当するもの	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.54	—	0.12	0.66人	
			0.54	0.54	0.54	1.62人	

注1 生産設備の見積を徴収するときは、生産設備の程度によって本表の区分に該当するものを認定する。

注2 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(装置)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注3 現地調査を行うことが困難なときは、資料収集の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注4 本表歩掛は、原則として2社の見積の徴収に要する費用である。

(2) 生産設備の調査及び算定

生産設備とは、当該施設が製品等の製造に直接又は間接的に係わっているもの及び営業を行ううえで必要となる施設とし、その区分は、表2-20によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-21により行うものとする。

ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業)を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

新

表 2-19

区 分	判 断 基 準
生産設備 A	製品等の製造、 <u>畜生</u> 、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備 B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備 C	製品等の製造、 <u>畜生</u> 、養殖又は営業に <u>は</u> 直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備 D	上記 A から C までに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 2-20 により行うものとする。ただし、V の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。なお、生産設備 A から C までの設備区域内に生産設備 D が存する場合には、生産設備 D は計上しないものとする。

旧

表 2-20

区 分	判 断 基 準
生産設備 A	製品等の製造、 <u>育成</u> 、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備 B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備 C	製品等の製造、 <u>育成</u> 、養殖又は営業に直接的に <u>は</u> 係わらないが、間接的に必要なもの 工場等の貯水池、浄水池（調整又は沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備 D	上記 A から C までに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、 <u>野立の広告施設</u> 、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

新

表 2-20

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備 A	設 備 当 たり	設置面積 300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.30	0.06	0.06	0.42 人	
			技師 B	0.30	0.66	0.31	1.27 人	
			技師 C	0.30	0.58	0.06	0.94 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	
生産設備 B	設 備 当 たり	設置面積 300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.38	0.06	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.38	0.83	0.37	1.58 人	
			技師 C	0.38	0.66	0.06	1.10 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	
生産設備 C	設 備 当 たり	設置面積 300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.22	0.06	0.06	0.34 人	
			技師 B	0.22	0.56	0.25	1.03 人	
			技師 C	0.22	0.50	0.06	0.78 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	
生産設備 D	箇 所	—	技師 A	0.13	0.06	0.06	0.25 人	
			技師 B	0.13	0.31	0.12	0.56 人	
			技師 C	0.13	0.27	0.06	0.46 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2-21 の補正率表を適用するものとする。

表 2-21

設備の 延べ面積	300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 800 m <sup>2</sup> 未満	800 m <sup>2</sup> 以上 1,300 m <sup>2</sup> 未満	1,300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 9,000 m <sup>2</sup> 未満
3.40	4.70	6.20	7.50

旧

表 2-21

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備 A	設 備 当 たり	設置面積 300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.30	0.06	0.06	0.42 人	
			技師 B	0.30	0.66	0.31	1.27 人	
			技師 C	0.30	0.58	0.06	0.94 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	
生産設備 B	設 備 当 たり	設置面積 300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.38	0.06	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.38	0.83	0.37	1.58 人	
			技師 C	0.38	0.66	0.06	1.10 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	
生産設備 C	設 備 当 たり	設置面積 300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.22	0.06	0.06	0.34 人	
			技師 B	0.22	0.56	0.25	1.03 人	
			技師 C	0.22	0.50	0.06	0.78 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	
生産設備 D	箇 所	—	技師 A	0.13	0.06	0.06	0.25 人	
			技師 B	0.13	0.31	0.12	0.56 人	
			技師 C	0.13	0.27	0.06	0.46 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2-22 の補正率表を適用するものとする。

表 2-22

設備の 延べ面積	300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 800 m <sup>2</sup> 未満	800 m <sup>2</sup> 以上 1,300 m <sup>2</sup> 未満	1,300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 9,000 m <sup>2</sup> 未満
3.40	4.70	6.20	7.50



新

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表2-22によって行うものとする。

表2-22

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師	0.23	—	0.36	0.59人	
		技師 A	0.23	0.41	0.23	0.87人	

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表歩掛は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(3) 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表2-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-24により行うものとする。

ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

表2-23

区分	判断基準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地であって、その面積が500㎡以上になっているもの
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くも

旧

(3) 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)の調査及び算定

附帯工作物とは、調査区域(敷地)内において、建物、機械設備、生産設備、庭園及び墳墓等として取り扱うもの以外の総てをいい、これらの調査区分は、表2-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-24により行うものとする。

ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業)を70パーセントに補正するものとする。

表2-23

区分	判断基準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地であって、その面積が500㎡以上になっているもの
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くも



新

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表2-26の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-27により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left( \text{単位当たりの直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、表2-26の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物 に含めて調査するものとする。

表2-26

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次により区分する。</p> <p>A 観賞樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、喬木（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</p> <p>B 効用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持させるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D その他 敷地内に植込まれた芝、地被類、草花等をいう。</p>
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林 (自然生林)	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹 (果実園)	りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。
竹 林	孟宗竹、ま竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗 木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

旧

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表2-26の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-27により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left( \text{単位当たりの直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、表2-26の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物 に含めて調査するものとする。

表2-26

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次により区分する。</p> <p>A 観賞樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、喬木（針葉樹、広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</p> <p>B 効用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに育成するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所、又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持させるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D その他 敷地内に植込まれた芝、地被類、草花等をいう。</p>
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林 (自然生林)	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹 (果実園)	りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。
竹 林	孟宗竹、ま竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗 木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

新

表 2-27

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
用 材 林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88 人	
			技 術 員	0.23	—	0.15	0.38 人	
薪 炭 林 (自然生林)	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	
			技 術 員	0.36	—	0.15	0.51 人	
収 穫 樹 (果実園)	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	吊り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	
			技 術 員	0.34	—	0.21	0.55 人	
竹 林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75 人	
			技 術 員	0.14	—	0.14	0.28 人	
苗 木 (植木畑)	1,000 m <sup>2</sup>	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	
			技 術 員	0.50	—	0.06	0.56 人	

注 調査区域の地形等によって表 2-28 の補正を行うものとする。

表 2-28

地 形	判 断 基 準	補正率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地 (傾斜角度が概ね 30° 以上)	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、調査区域 (敷地) 内にあって、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 2-29 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 2-30 により行うものとする。

旧

表 2-27

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
用 材 林	1,000 m <sup>2</sup>	—	技師 B	0.25	0.04	0.04	0.33 人	
			技師 C	0.25	0.27	0.18	0.70 人	
			技 術 員	0.25	—	0.06	0.31 人	
			技師 B	0.38	0.04	0.04	0.46 人	
薪 炭 林 (自然生林)	1,000 m <sup>2</sup>	—	技師 C	0.38	0.43	0.25	1.06 人	
			技 術 員	0.38	—	0.06	0.44 人	
			技師 B	0.44	0.04	0.04	0.52 人	
			技師 C	0.44	0.52	0.37	1.33 人	
収 穫 樹 (果実園)	1,000 m <sup>2</sup>	—	技 術 員	0.44	—	0.06	0.50 人	吊り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.19	0.04	0.04	0.27 人	
			技師 C	0.19	0.27	0.12	0.58 人	
			技 術 員	0.19	—	0.06	0.25 人	
苗 木 (植木畑)	1,000 m <sup>2</sup>	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	
			技 術 員	0.50	—	0.06	0.56 人	

注 調査区域の地形等によって表 2-28 の補正を行うものとする。

表 2-28

地 形	平坦地	丘陵地	傾斜地	急傾斜地
補正率	0.90	1.00	1.10	1.20

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、調査区域 (敷地) 内にあって、庭石、灯籠、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものとし、その区分は、表 2-29 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 2-30 により行うものとする。

新

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墳墓を設けるために墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認められることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表2-32によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表2-33により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表2-32

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの (10㎡当たり3画地程度)
	墳墓 B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの (10㎡当たり5画地程度)
	墳墓 C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの (10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの
	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

旧

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墳墓を設けるために墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認められることが相当な区域内に存する墳墓等とし、その区分は、表2-32によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表2-33により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表2-32

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの (10㎡当たり3画地程度)
	墳墓 B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの (10㎡当たり5画地程度)
	墳墓 C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの (10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの
	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

新

表 2 - 33

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墳 墓 A	10 m <sup>2</sup>	3 画地程度	主任技師	二	二	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30 人	
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76 人	
			技師 C	0.16	0.17	二	0.33 人	
			技 術 員	—	—	0.16	0.16 人	
墳 墓 B	10 m <sup>2</sup>	5 画地程度	主任技師	二	二	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39 人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27 人	
			技師 C	0.25	0.17	二	0.42 人	
			技 術 員	—	—	0.27	0.27 人	
墳 墓 C	10 m <sup>2</sup>	7 画地程度	主任技師	二	二	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.21	二	0.57 人	
			技 術 員	—	—	0.38	0.38 人	
墳 墓 D	10 m <sup>2</sup>	3 ~ 5 基 (画地) 程度	主任技師	二	二	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35 人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03 人	
			技師 C	0.21	0.21	二	0.42 人	
			技 術 員	—	—	0.22	0.22 人	
墳 墓 E	10 m <sup>2</sup>	7 基 (画地) 程度	主任技師	二	二	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.26	二	0.62 人	
			技 術 員	—	—	0.38	0.38 人	

注 1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

注 2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、Ⅲ 権利調査 1 墓地管理者等の調査で行うものとする。

旧

表 2 - 33

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墳 墓 A	10 m <sup>2</sup>	3 画地程度	技師 A	0.25	0.04	0.04	0.33 人	
			技師 B	0.25	0.25	0.25	0.75 人	
			技師 C	0.25	0.12	0.06	0.43 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 A	0.36	0.04	0.04	0.44 人	
墳 墓 B	10 m <sup>2</sup>	5 画地程度	技師 B	0.36	0.41	0.41	1.18 人	
			技師 C	0.36	0.12	0.06	0.54 人	
			技 術 員	—	—	0.10	0.10 人	
			技師 A	0.50	0.04	0.04	0.58 人	
			技師 B	0.50	0.58	0.58	1.66 人	
墳 墓 C	10 m <sup>2</sup>	7 画地程度	技師 C	0.50	0.16	0.06	0.72 人	
			技 術 員	—	—	0.14	0.14 人	
			技師 A	0.30	0.04	0.04	0.38 人	
			技師 B	0.30	0.33	0.33	0.96 人	
			技師 C	0.30	0.14	0.06	0.50 人	
墳 墓 D	10 m <sup>2</sup>	3 ~ 5 基 (画地) 程度	技 術 員	—	—	0.08	0.08 人	
			技師 A	0.50	0.04	0.04	0.58 人	
			技師 B	0.50	0.58	0.58	1.66 人	
			技師 C	0.50	0.16	0.06	0.72 人	
			技 術 員	—	—	0.14	0.14 人	
墳 墓 E	10 m <sup>2</sup>	7 基 (画地) 程度	技師 A	0.50	0.04	0.04	0.58 人	
			技師 B	0.50	0.58	0.58	1.66 人	
			技師 C	0.50	0.16	0.06	0.72 人	
			技 術 員	—	—	0.14	0.14 人	
			技師 A	0.30	0.04	0.04	0.38 人	

注 1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

注 2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、Ⅲ 権利調査 1 墓地管理者等の調査で行うものとする。

新

Ⅲ 権利調査

1 墓地管理者等の調査

(1) 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

(2) 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用（祭祀）者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、表3-1により行うものとする。

表3-1

種目	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
					図面等	算定		
墓地管理者等調査	使用者 (施主)	—	主任技師	—	0.02	—	0.02人	
			技師 B	0.39	0.03	—	0.42人	
			技師 C	0.39	0.19	—	0.58人	

2 土地利用履歴等調査

(1) 打合せ協議

中間打合せの回数は、第1段階調査後の1回、第2段階調査を実施した場合は2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

(2) 法令関係資料の調査

法令関係資料の調査は、土壌汚染対策法等に基づく各種届出書類等を閲覧により調査するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表3-2により行うものとする。

表3-2

区分	単位	規模	職種	外業 調査	内業		計	備考
					図面等	算定		
法令関係資料の調査	10,000 m <sup>2</sup>	—	技師 A	1.07	—	—	1.07人	
			技師 B	1.07	0.69	—	1.76人	
			技師 C	—	0.69	—	0.69人	

注 調査区域の地域によって表3-3の変化率表を適用するものとする。

表3-3

地域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地・森林	原野
変化率	+1.00	+0.80	+0.50	+0.30	0	-0.30

注 変化率の積算は、第1編測量業務 第1章第1節1-4-2変化率の積算を適用する。

旧

Ⅲ 権利調査

1 墓地管理者等の調査

(1) 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

(2) 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用（祭祀）者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、表3-1により行うものとする。

表3-1

種目	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
					図面等	算定		
墓地管理者等調査	使用者 (施主)	—	技師 B	0.38	0.04	—	0.42人	
			技師 C	0.38	0.18	—	0.56人	

2 土地利用履歴等調査

(1) 打合せ協議

中間打合せの回数は、第1段階調査後の1回、第2段階調査を実施した場合は2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

(2) 法令関係資料の調査

法令関係資料の調査は、土壌汚染対策法等に基づく各種届出書類等を閲覧により調査するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表3-2により行うものとする。

表3-2

区分	単位	規模	職種	外業 調査	内業		計	備考
					図面等	算定		
法令関係資料の調査	10,000 m <sup>2</sup>	—	技師 A	1.07	—	—	1.07人	
			技師 B	1.07	0.69	—	1.76人	
			技師 C	—	0.69	—	0.69人	

注 調査区域の地域によって表3-3の変化率表を適用するものとする。

表3-3

地域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地・森林	原野
変化率	+1.00	+0.80	+0.50	+0.30	0	-0.30

注 変化率の積算は、第1編測量業務 第1章第1節1-4-2変化率の積算を適用する。

新

V 予備調査

予備調査は、工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、現状の機能を構内（残地）において回復させることの検討が必要であると認められるときに、当該工場等の使用実態、建物等の影響の範囲及び想定される移転計画（レイアウト）の概略を予め把握するために行う調査とする。

なお、本調査を行った建物等（機械設備、生産設備及び附帯工作物）について、II 建物等の調査 に当たって次の点に留意すること。

（留意点） 建物等の調査のうち、建物、機械設備、生産設備及び附帯工作物については、予備調査の調査結果を貸与させるものとし、歩掛（調査外業、調査内業 （図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、II 建物等の調査 3 現地踏査 に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 5-1 により行うものとする。

表 5-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務 (権利者)	—	主任技師	1.08 人	
			技師 A	1.08 人	
			技師 B	1.08 人	

注 本表単位欄の業務は、原則として、工場等 1 権利者を 1 発注で行うものとする。

3 企業の内容等の調査

企業の内容等の調査は、移転工法の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 5-2 により行うものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造（加工）品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 主たる原料及び製品の価格並びに販売（得意）先
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転工法の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転工法の検討に必要と認められる事項

旧

V 予備調査

予備調査は、工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、現状の機能を構内（残地）において回復させることの検討が必要であると認められるときに、当該工場等の使用実態、建物等の影響の範囲及び想定される移転計画（レイアウト）の概略を予め把握するために行う調査とする。

なお、本調査を行った建物等（機械設備、生産設備及び附帯工作物）について、II 建物等の調査 に当たって次の点に留意すること。

（留意点） 建物等の調査のうち、建物、機械設備、生産設備及び附帯工作物については、予備調査の調査結果を貸与させるものとし、歩掛（調査外業、調査内業）を 70 パーセントに補正するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、II 建物等の調査 3 現地踏査 に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 5-1 により行うものとする。

表 5-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務 (権利者)	—	主任技師	1.08 人	
			技師 A	1.08 人	
			技師 B	1.08 人	

注 本表単位欄の業務は、原則として、工場等 1 権利者を 1 発注で行うものとする。

3 企業の内容等の調査

企業の内容等の調査は、移転工法の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 5-2 により行うものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造（加工）品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 主たる原料及び製品の価格並びに販売（得意）先
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転工法の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転工法の検討に必要と認められる事項



新

VI 移転工法案の検討

当移転工法案の検討は、工場等で当該敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、当該工場等の企業内容及び敷地使用実態などを調査したうえで、現状の機能を構内（残地）において回復させる移転工法案の作成を行うものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 関係資料収集

関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表6-1により行うものとする。

ただし、複数の権利者の移転工法案の検討を1業務として発注する場合は、その権利者数によって表6-1の歩掛に表6-2の補正を行うものとする。

（参考） 1業務の直接人件費 = (単位当たり単価 × 補正率 × 権利者数)

表6-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
関係資料収集	権利者	—	技師 B	1.62人	

表6-2

権利者数	補正率
3未満	1.00
3以上～5未満	0.90
5以上～10未満	0.80
10以上	0.70

3 企業内容等の把握（調査）

企業内容の調査は、移転工法検討に当たって、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表6-3により行うものとする。

ただし、本業務費の積算に当たっては、当該権利者（工場等）について V 予備調査 を行っているもの、又は IV 営業その他の調査 を行っているものについては、原則として、本業務に係る費用は計上しないものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造（加工）品目
- (3) 所有者又は占有者の組織および他工場等を有している場合には、他工場と当該工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 主たる原料および製品の価格並びに販売（得意）先
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転工法の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転工法の検討に必要と認められる事項

旧

VI 移転工法案の検討

当移転工法案の検討は、工場等で当該敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、当該工場等の企業内容及び敷地使用実態などを調査したうえで、現状の機能を構内（残地）において回復させる移転工法案の作成を行うものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 関係資料収集

関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表6-1により行うものとする。

ただし、複数の権利者の移転工法案の検討を1業務として発注する場合は、その権利者数によって表6-1の歩掛に表6-2の補正を行うものとする。

（参考） 1業務の直接人件費 = (単位当たり単価 × 補正率 × 権利者数)

表6-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
関係資料収集	権利者	—	技師 B	1.62人	

表6-2

権利者数	補正率
3未満	1.00
3以上～5未満	0.90
5以上～10未満	0.80
10以上	0.70

3 企業内容等の把握（調査）

企業内容の調査は、移転工法検討に当たって、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表6-3により行うものとする。

ただし、本業務費の積算に当たっては、当該権利者（工場等）について V 予備調査 を行っているもの、又は IV 営業その他の調査 を行っているものについては、原則として、本業務に係る費用は計上しないものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造（加工）品目
- (3) 所有者又は占有者の組織および他工場等を有している場合には、他工場と当該工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 主たる原料および製品の価格並びに販売（得意）先
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転工法の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転工法の検討に必要と認められる事項

新	旧
<p><b>7 機械設備設計</b></p> <p>構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。</p> <p>ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準によりがたいと判断される場合には、別途資料で積算できるものとする。</p> <p>なお、本項で示す以外の直接人件費積算上の要件等については、Ⅱ 建物等の調査 6 工作物等の調査 (1) 機械設備 の項に準ずるものとする。</p> <p>機械設備設計費 = 図面等費 + 算定費 + 見積徴収費</p> <p>(1) 図面等費</p> <p>図面等費は、構内再配置による移転補償費を算定するための図面及び資料作成に要する費用で、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。</p> <p>図面等費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(2) 算定費</p> <p>算定費は、調査設計資料に基づく移転補償費の算定業務に要する費用であり、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。</p> <p>算定費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(3) 見積徴収費</p> <p>機械設備の再設費の算定に当たり、専門業者等から見積を徴収して採用する場合には、それにかかる費用を直接人件費として加算するものとする。</p> <p>見積徴収費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(4) 標準技術者員数</p> <p>機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表 6-12 及び表 6-13 のとおりと <u>し、生産設備の見積を徴収する場合の技術者の標準員数は、表 6-14 のとおりとする。</u></p>	<p><b>7 機械設備設計</b></p> <p>構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。</p> <p>ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準によりがたいと判断される場合には、別途資料で積算できるものとする。</p> <p>なお、本項で示す以外の直接人件費積算上の要件等については、Ⅱ 建物等の調査 6 工作物等の調査 (1) 機械設備 の項に準ずるものとする。</p> <p>機械設備設計費 = 図面等費 + 算定費 + 見積徴収費</p> <p>(1) 図面等費</p> <p>図面等費は、構内再配置による移転補償費を算定するための図面及び資料作成に要する費用で、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。</p> <p>図面等費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(2) 算定費</p> <p>算定費は、調査設計資料に基づく移転補償費の算定業務に要する費用であり、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。</p> <p>算定費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(3) 見積徴収費</p> <p>機械設備の再設費の算定に当たり、専門業者等から見積を徴収して採用する場合には、それにかかる費用を直接人件費として加算するものとする。</p> <p>見積徴収費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(4) 標準技術者員数</p> <p>機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表 6-12 及び表 6-13 のとおりとする。</p>



新							
機械設備設計標準員数				表 6-12			
区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考
				図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.14</u>	<u>0.40</u>	<u>0.54 人</u>	
			技師 A	<u>0.75</u>	<u>0.40</u>	<u>1.15 人</u>	
			技師 B	<u>0.93</u>	—	<u>0.93 人</u>	
			技 術 員	—	<u>0.22</u>	<u>0.22 人</u>	
機械設備 B	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.42</u>	<u>0.60</u>	<u>1.02 人</u>	
			技師 A	<u>2.29</u>	<u>2.31</u>	<u>4.60 人</u>	
			技師 B	<u>2.76</u>	—	<u>2.76 人</u>	
			技 術 員	—	<u>0.63</u>	<u>0.63 人</u>	
機械設備 C	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.42</u>	<u>0.60</u>	<u>1.02 人</u>	
			技師 A	<u>2.87</u>	<u>2.89</u>	<u>5.76 人</u>	
			技師 B	<u>3.45</u>	—	<u>3.45 人</u>	
			技 術 員	—	<u>0.63</u>	<u>0.63 人</u>	
機械設備 D	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.42</u>	<u>0.60</u>	<u>1.02 人</u>	
			技師 A	<u>3.30</u>	<u>3.33</u>	<u>6.63 人</u>	
			技師 B	<u>3.97</u>	—	<u>3.97 人</u>	
			技 術 員	—	<u>0.63</u>	<u>0.63 人</u>	
機械設備 E	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.42</u>	<u>0.60</u>	<u>1.02 人</u>	
			技師 A	<u>3.73</u>	<u>3.76</u>	<u>7.49 人</u>	
			技師 B	<u>4.49</u>	—	<u>4.49 人</u>	
			技 術 員	—	<u>0.63</u>	<u>0.63 人</u>	

注1 本表の区分は、表2-15のとおりとする。

注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注4 本表の歩掛は、表2-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の員数である。

見積徴収者員数

表 6-13

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計
			調 査	図面等	算 定	
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師	<u>0.14</u>	—	<u>0.43</u>	<u>0.57 人</u>
		技師 A	<u>0.14</u>	<u>0.91</u>	<u>0.14</u>	<u>1.19 人</u>

旧							
機械設備設計標準員数				表 6-12			
区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考
				図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.19</u>	<u>0.09</u>	<u>0.28 人</u>	
			技師 A	<u>0.70</u>	<u>0.39</u>	<u>1.09 人</u>	
			技師 B	<u>0.90</u>	<u>0.06</u>	<u>0.96 人</u>	
			技 術 員	—	<u>0.09</u>	<u>0.09 人</u>	
機械設備 B	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.66</u>	<u>0.33</u>	<u>0.99 人</u>	
			技師 A	<u>1.89</u>	<u>1.08</u>	<u>2.97 人</u>	
			技師 B	<u>2.43</u>	<u>0.17</u>	<u>2.60 人</u>	
			技 術 員	—	<u>0.33</u>	<u>0.33 人</u>	
機械設備 C	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.66</u>	<u>0.33</u>	<u>0.99 人</u>	
			技師 A	<u>2.35</u>	<u>1.35</u>	<u>3.70 人</u>	
			技師 B	<u>3.03</u>	<u>0.21</u>	<u>3.24 人</u>	
			技 術 員	—	<u>0.33</u>	<u>0.33 人</u>	
機械設備 D	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.66</u>	<u>0.33</u>	<u>0.99 人</u>	
			技師 A	<u>2.70</u>	<u>1.54</u>	<u>4.24 人</u>	
			技師 B	<u>3.45</u>	<u>0.23</u>	<u>3.68 人</u>	
			技 術 員	—	<u>0.33</u>	<u>0.33 人</u>	
機械設備 E	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.66</u>	<u>0.33</u>	<u>0.99 人</u>	
			技師 A	<u>3.05</u>	<u>1.74</u>	<u>4.79 人</u>	
			技師 B	<u>3.93</u>	<u>0.29</u>	<u>4.22 人</u>	
			技 術 員	—	<u>0.33</u>	<u>0.33 人</u>	

注1 本表の区分は、表2-15のとおりとする。

注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注4 本表の歩掛は、表2-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の員数である。

見積徴収者員数

表 6-13

機械設備の区分	単 位	職 種	外 業	内 業		計
			現地 調査	資料 収集	見積書 作成	
A・Bに相当するもの	台 (装置)	主任技師	<u>0.27</u>	—	<u>0.12</u>	<u>0.39 人</u>
		技師 A	<u>0.27</u>	<u>0.27</u>	<u>0.54</u>	<u>1.08 人</u>
C・Dに相当するもの	同 上	主任技師	<u>0.35</u>	—	<u>0.12</u>	<u>0.47 人</u>
		技師 A	<u>0.35</u>	<u>0.35</u>	<u>0.54</u>	<u>1.24 人</u>
Eに相当するもの	同 上	主任技師	<u>0.54</u>	—	<u>0.12</u>	<u>0.66 人</u>
		技師 A	<u>0.54</u>	<u>0.54</u>	<u>0.54</u>	<u>1.62 人</u>

新

(削除)

- 注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、資料収集の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができる。
- 注3 本表の歩掛は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を**含んだ歩掛**である。
- 注4 本表は、表2-18を再掲したものである

見積徴収技術者員数 表 6-14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師	0.23	—	0.36	0.59人	
		技師 A	0.23	0.41	0.23	0.87人	

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表歩掛は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を**含んだ歩掛**である。
- 注4 本表は、表2-22を再掲したものである。

(5) 規模による員数の補正

表6-12に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表6-15に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

機械設備Aの場合 表 6-15

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備A以外の場合 表 6-15

機械設備の面積	200㎡未満 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満
2.30	2.90	4.00	5.60

旧

- 注1 生産設備の見積を徴収するときは、当該生産設備の程度によって本表の区分に該当するものを**認定する。**
- 注2 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注3 現地調査を行うことが困難なときは、資料収集の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができる。
- 注4 本表の歩掛は、原則として2社の見積の徴収に要する費用である。
- 注5 本表は、表2-19を再掲したものである

(5) 規模による員数の補正

表6-12に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表6-14に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

機械設備Aの場合 表 6-14

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備A以外の場合 表 6-14

機械設備の面積	200㎡未満 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満
2.30	2.90	4.00	5.60

新

8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	30,000 m <sup>2</sup> 以上 40,000 m <sup>2</sup> 未満
7.50	10.40	14.00	17.60

(削除)

旧

8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	30,000 m <sup>2</sup> 以上 40,000 m <sup>2</sup> 未満
7.50	10.40	14.00	17.60

(6) 機械価格見積台数による算定員数の補正

移転費の算定業務で、機械設備の再設費用を専門業者等の見積による場合にあつては、算定に係る員数を補正するものとする。補正は、表6-12の算定員数に表6-15の補正率を乗じて行うものとする。

表6-15

100 m <sup>2</sup> 当たりの見積台数	算定歩掛の補正率
0.2台未満	0.90
0.2台以上 0.5台未満	0.80
0.5台以上 1台未満	0.70
1台以上	0.60

新

Ⅷ 補償説明

補償説明とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴って用地取得又は建物等の移転等の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む）の方法及び建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8-1 及び 8-2 の区分によるものとする。

なお、この場合の歩掛は、受託者が 2 名以上の編成で行うことを前提としたものである。

表 8-1

区 分	判 断 基 準
補償説明等 A	用地調査等共通仕様書第 <b>10 章第 122 条</b> （移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。または、これに準ずると認められるもの。
補償説明等 B	補償説明等 A 以外のもの。 ただし、表 8-2 の判断基準により区分を行うものとする。

表 8-2

区 分	判 断 基 準
補償説明等 B-イ	(1) 土地のみのもの (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物または立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。ただし、この場合の権利者数は 1 名とする。
補償説明等 B-ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。
補償説明等 B-ハ	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む。）に供している借家人に係るもの。
補償説明等 B-ニ	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む。）補償に係るもの。

注 補償説明等 B に係る直接人件費の積算に当たっては、表 8-2 による区分ごとの補正率は、表 8-3 により行うものとする。

表 8-3

区 分	B-イ	B-ロ	B-ハ	B-ニ
補正率	0.50	0.80	1.00	1.30

旧

Ⅷ 補償説明

補償説明とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴って用地取得又は建物等の移転等の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む）の方法及び建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8-1 及び 8-2 の区分によるものとする。

なお、この場合の歩掛は、受託者が 2 名以上の編成で行うことを前提としたものである。

表 8-1

区 分	判 断 基 準
補償説明等 A	用地調査等共通仕様書 <b>第 9 章第 93 条</b> （移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。または、これに準ずると認められるもの。
補償説明等 B	補償説明等 A 以外のもの。 ただし、表 8-2 の判断基準により区分を行うものとする。

表 8-2

区 分	判 断 基 準
補償説明等 B-イ	(1) 土地のみのもの (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物または立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。ただし、この場合の権利者数は 1 名とする。
補償説明等 B-ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。
補償説明等 B-ハ	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む。）に供している借家人に係るもの。
補償説明等 B-ニ	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む。）補償に係るもの。

注 補償説明等 B に係る直接人件費の積算に当たっては、表 8-2 による区分ごとの補正率は、表 8-3 により行うものとする。

表 8-3

区 分	B-イ	B-ロ	B-ハ	B-ニ
補正率	0.50	0.80	1.00	1.30

新						旧					
別表						別表					
設計数量表示単位一覧表						設計数量表示単位一覧表					
区分	種別	細別	単位	数値	備考	区分	種別	細別	単位	数値	備考
用地測量	作業計画		業務	1		用地測量	作業計画		業務	1	
	打合せ協議		業務	1			打合せ協議		業務	1	
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1	
	公図等の転写		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10 m <sup>2</sup> とする。		公図等の転写		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10 m <sup>2</sup> とする。
	公図等転写連続図作成		m <sup>2</sup>	100			公図等転写連続図作成		m <sup>2</sup>	100	
	地積測量図転写		m <sup>2</sup>	100			地積測量図転写		m <sup>2</sup>	100	
	土地の登記記録調査		m <sup>2</sup>	100			土地の登記記録調査		m <sup>2</sup>	100	
	建物の登記記録調査		戸	1			建物の登記記録調査		戸	1	
	権利者確認調査（当初）		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10 m <sup>2</sup> とする。		権利者確認調査（当初）		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10 m <sup>2</sup> とする。
	権利者確認調査（追跡）		人	1			権利者確認調査（追跡）		人	1	
	境界確認		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10 m <sup>2</sup> とする。		境界確認		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10 m <sup>2</sup> とする。
	土地境界立会確認書作成		m <sup>2</sup>	100			土地境界立会確認書作成		m <sup>2</sup>	100	
	補助基準点の設置		m <sup>2</sup>	100			補助基準点の設置		m <sup>2</sup>	100	
	境界測量		m <sup>2</sup>	100			境界測量		m <sup>2</sup>	100	
	境界点間測量		m <sup>2</sup>	100			境界点間測量		m <sup>2</sup>	100	
	用地現況測量（建物等）		m <sup>2</sup>	100			用地現況測量（建物等）		m <sup>2</sup>	100	
	用地境界仮杭設置		m <sup>2</sup>	100			用地境界仮杭設置		m <sup>2</sup>	100	
	面積計算		m <sup>2</sup>	100			面積計算		m <sup>2</sup>	100	
	用地実測図原図作成		m <sup>2</sup>	100			用地実測図原図作成		m <sup>2</sup>	100	
	用地平面図作成		m <sup>2</sup>	100			用地平面図作成		m <sup>2</sup>	100	
	土地調書作成		m <sup>2</sup>	100	土地調書作成			m <sup>2</sup>	100		
	地積測量図等の作成		筆	1			地積測量図等の作成		筆	1	
	不動産調査報告書の作成		筆	1			不動産調査報告書の作成		筆	1	
	用地境界杭設置		本	1			用地境界杭設置		本	1	
	復元測量		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10 m <sup>2</sup> とする。		復元測量		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10 m <sup>2</sup> とする。
	公共用地管理者との打合せ		業務	1			公共用地管理者との打合せ		業務	1	
現況実測平面図の作成		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10 m <sup>2</sup> とする。	現況実測平面図の作成		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10 m <sup>2</sup> とする。		
横断面図作成		km	0.01		横断面図作成		km	0.01			
依頼書作成		km	0.01		依頼書作成		km	0.01			
協議書作成		km	0.01		協議書作成		km	0.01			

新						旧					
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。	共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1			木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1			木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1			非木造建物		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1			建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1			機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1			機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1			生産設備		設備	1	
	<u>生産設備</u>	<u>見積</u>	<u>台</u>	<u>1</u>							
	附帯工作物		戸	1			附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1			附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1			独立工作物		箇所	1	
	立竹木		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10 m <sup>2</sup> とする。		立竹木		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10 m <sup>2</sup> とする。
	庭園		箇所	1			庭園		箇所	1	
墳墓等		m <sup>2</sup>	1		墳墓等		m <sup>2</sup>	1			
建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1		建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1			
照応建物の設計案の作成等		案	1		照応建物の設計案の作成等		案	1			
権利調査	墓地管理者等調査		使用者	1		権利調査	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1			打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	法令関係資料の調査		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10 m <sup>2</sup> とする。		法令関係資料の調査		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10 m <sup>2</sup> とする。
	現況利用調査		m <sup>2</sup>	100			現況利用調査		m <sup>2</sup>	100	
	聞き取り等調査(自治体)		機関	1			聞き取り等調査(自治体)		機関	1	
	登記履歴調査・住宅地図等調査		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10 m <sup>2</sup> とする。		登記履歴調査・住宅地図等調査		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10 m <sup>2</sup> とする。
	地形図等調査		m <sup>2</sup>	100			地形図等調査		m <sup>2</sup>	100	

新						旧					
営業その他の調査	聞き取り調査 (地元精通者等)		m <sup>2</sup>	100		営業その他の調査	聞き取り調査 (地元精通者等)		m <sup>2</sup>	100	
	報告書作成		業務	1			報告書作成		業務	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1			打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1	
	営業		事業所	1			営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1			仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1				賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世帯	1			居住者		世帯	1	
	動産	一般住宅、農家住宅	戸	1			動産	一般住宅、農家住宅	戸	1	
		店舗	店舗	1				店舗	店舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1				事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住居、借家人	世帯	1			その他通損	仮住居、借家人	世帯	1	
		移転雑費	所有者 又は世帯	1				移転雑費	所有者 又は世帯	1	
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1	
	企業内容等の調査		事業所	1			企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地全体の配置		事業所	1			敷地全体の配置		事業所	1	
	建物		棟	1			建物		棟	1	
	機械設備等		事業所	1			機械設備等		事業所	1	
	移転計画案の作成		事業所	1			移転計画案の作成		事業所	1	
移転工法案の検討	打合せ協議	中間打合せ	回	1		移転工法案の検討	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	関係資料収集		権利者	1			関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1			企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地の使用実態の調査		権利者	1			敷地の使用実態の調査		権利者	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1			駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作成		権利者	1			移転工法案の作成		権利者	1	
	照応建物の詳細設計	図面作成費	枚	1			照応建物の詳細設計	図面作成費	枚	1	
	機械設備		事業所	1			機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1			機械設備	見積	台	1	
	<u>生産設備</u>	<u>見積</u>	<u>台</u>	<u>1</u>							
再算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1		再算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1			現地踏査		権利者	1	

